

要支援 1・2 の認定を受けている皆さまへ

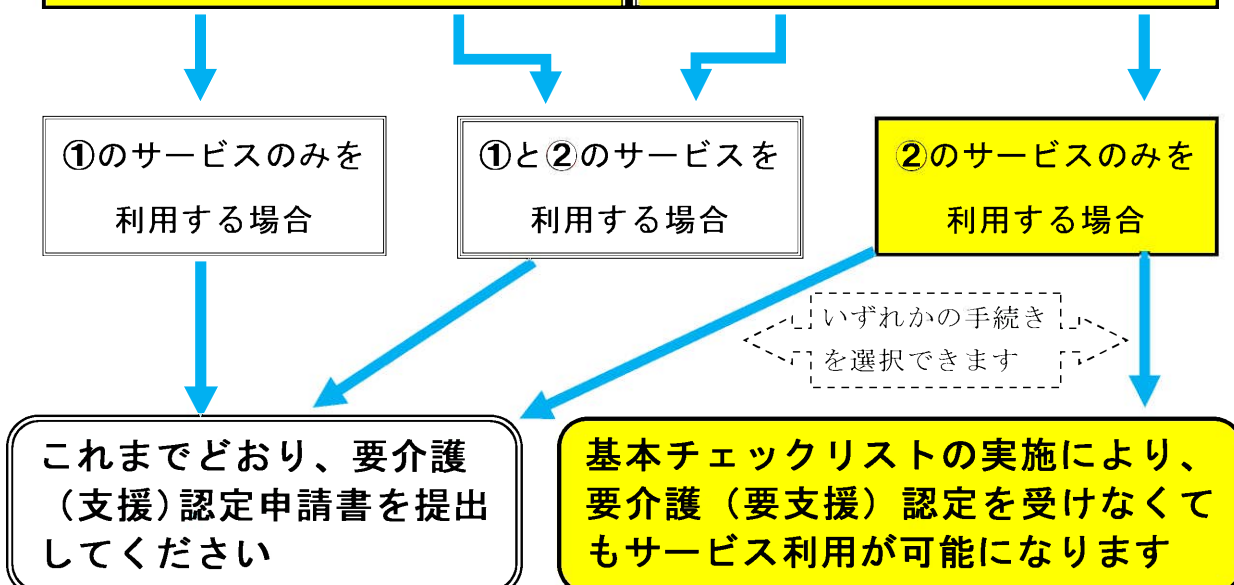
介護予防サービスの仕組みが変わります

ー 「ヘルパー派遣」と「デイサービス」が中山町の事業になります ー

- 介護保険法が改正され、今まで全国一律、同じ仕組みで提供されていた介護予防サービスのうち、ヘルパー派遣とデイサービスを中山町の事業として提供することになりました。
- 被保険者証の認定期間の開始日が29年4月1日以降になる方から新しい制度にかかります。
- 新しい制度に変わっても、引き続き、必要なサービスを利用することができます。

▼あなたの希望（利用）するサービスを確認しましょう▼

☐ 訪問看護	☐ 訪問サービス (旧訪問介護＝ヘルパー派遣)
☐ 通所リハビリテーション (デイケア)	
☐ 訪問リハビリテーション	☐ 通所サービス (旧通所介護＝デイサービス)
☐ 福祉用具の貸与、購入 住宅改修	
☐ 短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ等)	
上記のサービスは ①介護保険サービス（今までどおり）	上記のサービスは ②新しい中山町の総合事業サービス



平成29年4月から、介護予防サービスの仕組みが変わります

介護予防・日常生活支援総合事業（**総合事業**）のご案内

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは？

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるために、要介護状態になることを予防し、日常生活上の困りごとを支援する介護保険制度の仕組みの一つです。基本チェックリストで事業対象者と判定された方と要支援認定をお持ちの方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

- 利用できるサービスは、訪問型サービスと通所型サービスです。
- 要支援の認定を持っていなくても、基本チェックリストに該当し、必要と認められた場合にはこれらのサービスを利用できます。
- 利用については、健康福祉課介護支援グループや地域包括支援センターにお問い合わせください。

事業		内容
訪問型	従来どおりのサービス（ホームヘルプ）	居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行います。
	町独自のサービス（短時間のホームヘルプ）	居宅において、介護予防を目的とする調理、清掃、ごみ出しや買い物等の生活援助を行います。
通所型	従来どおりのサービス（デイサービス）	デイサービスセンター等において、介護予防を目的として、機能訓練やレクリエーション、入浴、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。
	町独自のサービス（ミニデイサービス）	デイサービスセンター等において、運動、レクリエーションや交流等の介護予防のための活動を行います。
介護予防ケアマネジメント		上記のサービス等が適切に提供できるように、地域包括支援センター等がケアプランを作成します。

◆ 総合事業の開始により変わること ◆

基本チェックリストで事業対象者と判定された方や要支援 1・2 の認定を受けた方は、従来の介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスを、**総合事業のサービス**として利用できます。

また、従来のサービスに加えて、**町独自の新たな訪問型や通所型のサービス**も利用できるようになります。

介護予防・生活支援サービス事業を利用するまでの流れ

面接

1. 心身の状況や生活の様子を確認させていただきます。
必要に応じて、**次のいずれか**をご案内します。

① 基本チェックリストの実施

対象者に該当するか確認するため、ご本人の生活の状況など、いくつかの質問に回答していただきます。

② 要介護（要支援）認定申請

認定調査員がご本人宅を訪問し、生活の状況などを調査します。
その結果に基づき、医師などで構成する介護認定審査会で、ご本人がどのくらい介護や支援が必要か認定します。

ケアプラン作成

2. ケアプランを一緒に作ります。

ご本人が望む生活の姿を目標として定め、それを実現するために必要な介護予防・生活支援サービスとその利用回数について、地域包括支援センター等の専門職と相談しながらケアプランを作ります。

サービス利用

3. 介護予防・生活支援サービスを利用していただきます。

一般介護予防事業

- すべての 65 歳以上の方が利用できます。
- 「シニアるんるん貯筋体操教室」「地区等への介護予防運動指導員派遣事業」「脳力アップ教室」などを予定しています。
- 利用については、**健康福祉課介護支援グループ**や**地域包括支援センター**にお問い合わせください。



記入例

ご本人の状況を確認させていただき、健康福祉課介護支援グループ
または地域包括支援センターの職員が記入します。

中山町基本チェックリスト

記入日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名	中山 太郎	性別	☒ 男 ・ 女	生年月日	明治 大正 昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 (75才)
住所	〒991-0401 中山町大字長崎123	地区名	上 町		
	電話 023 (662) 1234	被保険者番号	12345		
現在の要介護(支援)認定状況 無 ・ ☒ 有 (要支援1)					
現在、利用しているサービス ① デイケア・ショートステイ・訪問看護・訪問リハ・福祉用具レンタル・その他 ② ☒ デイサービス ホームヘルプ					
今後、新たに利用を考えているサービス ☒ 無 ・ 有 ()					

	質問項目	回答 (いづれかに○)	スコア (該当基準)	
1	バスや電車で一人で外出していますか	0. はい ☒ 1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい ☒ 1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい ☒ 1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	☒ 0. はい 1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	☒ 0. はい 1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい ☒ 1. いいえ	運	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	☒ 0. はい 1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい ☒ 1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	☒ 1. はい 0. いいえ	3点 (3点以上)	1~20 の合計
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい ☒ 0. いいえ		
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい ☒ 0. いいえ	栄 0点 (2点以上)	
12	身長 160 cm 体重 60 kg (BMI 23.4) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	☒ 1. はい 0. いいえ	口	8点 (10点以上)
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい ☒ 0. いいえ	1点 (2点以上)	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい ☒ 0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	☒ 0. はい 1. いいえ	閉 0点 (No.16 該当)	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい ☒ 0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	☒ 1. はい 0. いいえ	認	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	☒ 0. はい 1. いいえ	1点 (1点以上)	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい ☒ 0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい ☒ 0. いいえ	う	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい ☒ 0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい ☒ 0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい ☒ 0. いいえ	0点 (2点以上)	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい ☒ 0. いいえ		

注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当する。

介護予防ケアマネジメントを作成するため等に必要があるときは、基本チェックリストの実施内容、利用者基本情報、アセスメントシートを、町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

本人氏名 中山 太郎

(本人以外の場合) 代筆者氏名 中山 花子